

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第4回市議会定例会の議決を経て締結した福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥262,180,800-」を「¥263,937,960-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）

2 変更理由

施工区域の水域部にある支障物撤去の追加

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年5月27日 提出

周南市長 木村 健一郎

記

- 1 工 事 名 福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）
- 2 工 事 場 所 周南市福川南町地先
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成26年12月10日まで
- 4 契 約 金 額 ￥257,250,000-
- 5 請 負 者 若築建設・新吉産業特定建設工事共同企業体
代表者
周南市遠石2丁目7番43号
若築建設株式会社 山口営業所
所長 山内 隆典
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札

(参 考)

工 事 概 要

1 工 事 名 福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業 (第3工区)

2 工事概要

(1) 護岸工 L = 130.8 m

埋立外周用地護岸 L = 59.2 m

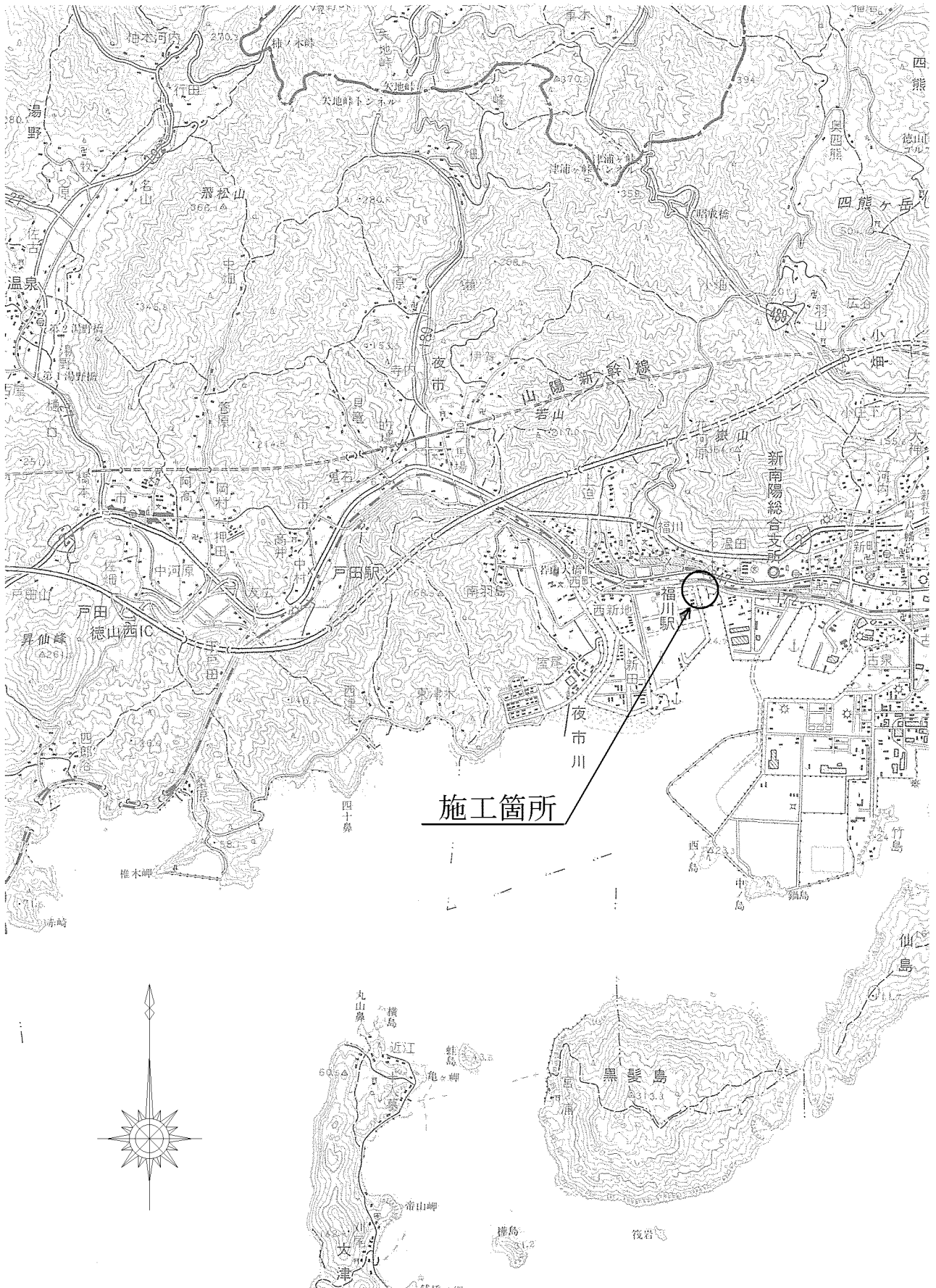
県道護岸 L = 49.6 m

東浜防波護岸 L = 22.0 m

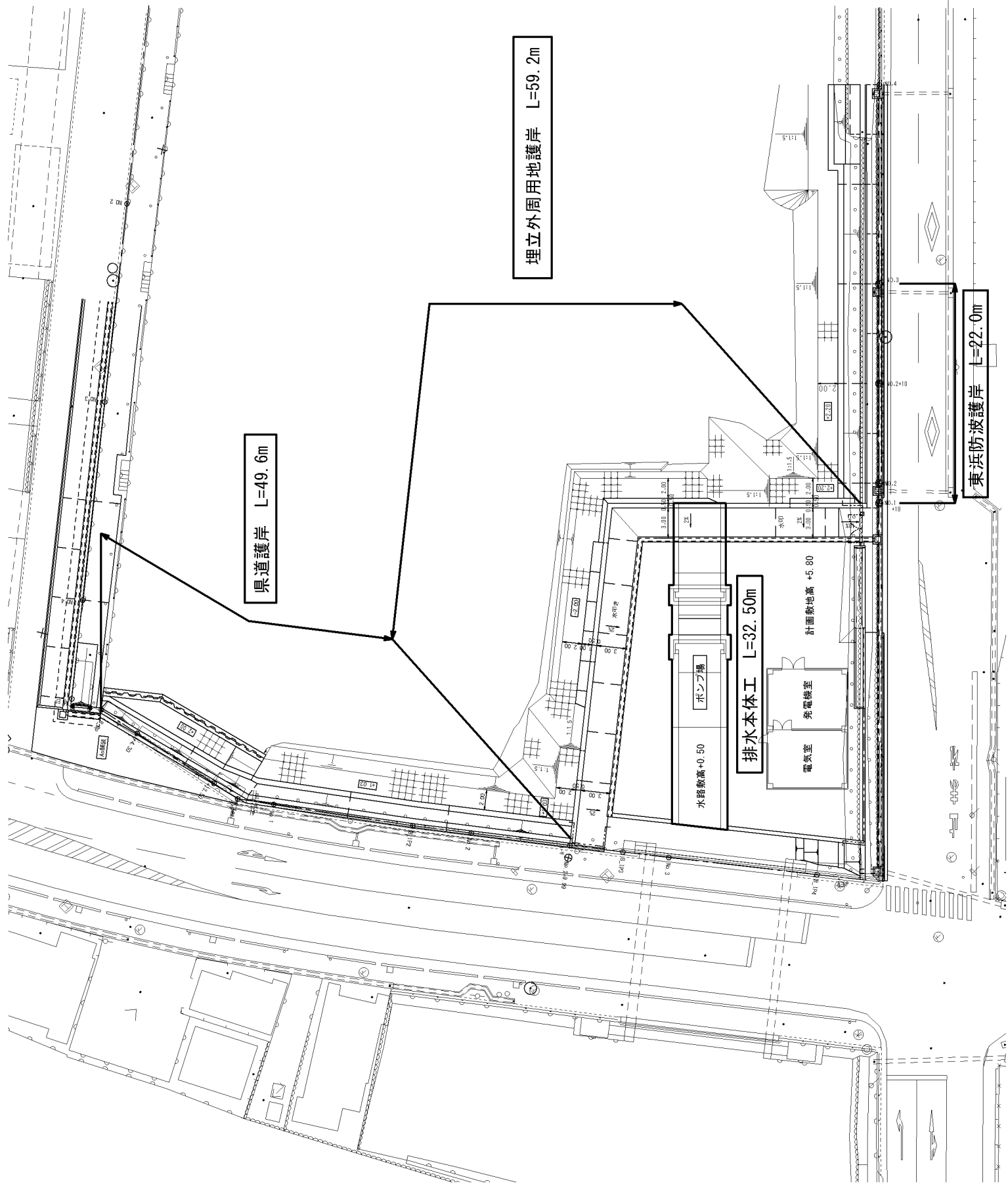
(2) 排水機場 1式

排水本体工 L = 32.5 m (機械及び電気設備は除く。)

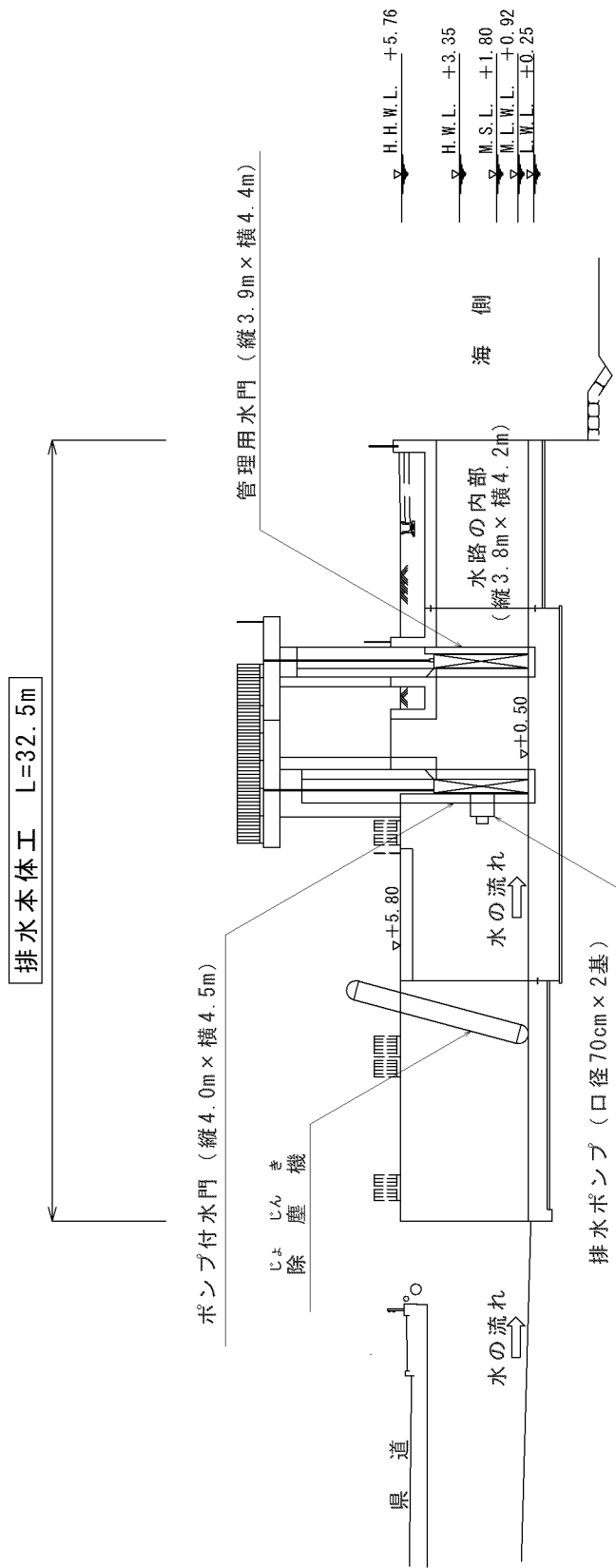
位置図



平面図



縦断図 (排水機場水路部)



工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第4回市議会定例会の議決を経て締結した福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥257,250,000-」を「¥262,180,800-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）

2 変更理由

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（平成25年4月8日付け国土入企第1号）に基づき、請負代金の額を変更する。